



平成 26 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG 株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て） に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり資金の調達を目的として、当社以外の全株主を対象としたライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を、以下「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オフアリングとは、新株予約権を、当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。本件では、株主の皆様へ割り当てられた新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。

一方で、一定の期日までに何れの手続きも実施されない場合には、本新株予約権は失権し、その行使又は売却の何れも行うことができなくなります。したがって、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。

株主様におかれましては、本新株予約権の募集に係る本日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）（以下「本件有価証券届出書」といいます。）、及び本日公表しております「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明(Q&A)」(URL:<http://www.ro-angesmg.com>)（以下「本件Q&A」といいます。）をご熟読いただき、本新株予約権及び本新株予約権無償割当て並びに本資金調達方法の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権についての投資判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

本件に関する専用お問合せ窓口

アンジェス MG株式会社 経営企画部 電話：03-5730-2641

(土・日・祝日を除く平日 9：30～17：30)

藍澤証券株式会社 営業サポート部 電話：0120-981-580

(土・日・祝日を除く平日 8：30～17：00)

※各種事務手続きに関しては、各株主様のお取引先の証券会社にお問い合わせください。

記

1. 本新株予約権無償割当ての概要

(1) 株主確定日	平成26年7月31日(木)
(2) 割当日	平成26年8月1日(金)
(3) 割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割り当てられる新株予約権の数	当社普通株式1株に対して、本新株予約権1個
(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株 ※ 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。
(5) 発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数	① 発行新株予約権総数： 32,403,900個 ② 割当てによる潜在株式総数： 32,403,900株 ※ 上記の発行新株予約権総数及び割当てによる潜在株式総数は、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込みの数であります。
(6) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額	1個(1株)につき288円
(7) 新株予約権の権利行使期間	平成26年9月5日(金)から 平成26年9月30日(火)まで
(8) 行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
(9) 取得条項	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。
(10) 行使請求の方法	① 本新株予約権を行使しようとする当該本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」といいます。)は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様です。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び払込金の支払いを行います。 ② 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。

(11) その他	<p>① 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします（自己株式の交付は予定しておりません。）。</p> <p>② 本件有価証券届出書及び本件Q&Aを熟読された上で、株主様ご自身の責任において本新株予約権についての投資判断を行う必要があります（なお、本新株予約権の募集に関する目論見書の作成及び交付は行われません。）。</p> <p>③ 上記各項につきましては、金融商品取引法による本新株予約権の募集に係る届出の効力発生を条件とします。</p>
----------	---

※各株主様における本新株予約権に係る手続きの詳細は、本件Q&Aをご参照ください。

2. 本新株予約権無償割当ての日程

日程	内容
平成 26 年 7 月 22 日（火）	取締役会決議日 本件有価証券届出書提出日 総株主通知請求日
平成 26 年 7 月 30 日（水）	本件有価証券届出書による本新株予約権の募集に係る届出の効力発生日（予定）
平成 26 年 7 月 31 日（木）	株主確定日 ※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
平成 26 年 8 月 1 日（金）	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
平成 26 年 8 月 19 日（火）	本新株予約権の株主割当通知書の送付日（予定）
平成 26 年 9 月 5 日（金） から 平成 26 年 9 月 30 日（火） まで	本新株予約権の権利行使期間 ※本新株予約権の権利行使に係る受付期間は口座管理機関ごとに異なる場合があるため、必ず株主ご自身で自己の直近上位機関にご確認いただく必要があります。
平成 26 年 9 月 22 日（月）	本新株予約権の市場での最終売買日 ※売買注文の受付最終日は取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。
平成 26 年 9 月 24 日（水）	本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）

3. 本新株予約権無償割当ての目的及び理由

(1) 資金調達の目的等

① これまでの当社事業の経緯

(a) 当社の状況

当社は、「コラテジェン®」（HGF（Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子）遺伝子治療薬）（以下「コラテジェン®」といいます。）を中心に、主に次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、主力の開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しており

ます。そのため、現時点においては配当を実施しておりません。しかし、「コラテジェン®」等の主要なプロジェクトの開発に成功し、上市に至った際には、販売から得られる収益によって業績が改善し、さらに利益が拡大することを見込んでおります。また、当社は、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、新薬の販売により利益が計上され分配可能額が生じるようになった場合には、当社の経営成績及び財政状態を勘案しながら配当を検討してまいります。

(b) 末梢性血管疾患治療薬「コラテジェン®」の臨床開発

「コラテジェン®」は、HGF 遺伝子を含む DNA プラスミドが原薬である遺伝子治療薬です。HGF 遺伝子は、最初、肝臓の細胞を増やす因子として昭和 50 年代に日本で発見され、その後、肝臓の病気の治療薬として研究されてきました。その後、平成 7 年に大阪大学大学院医学系研究科の森下竜一博士（現臨床遺伝子治療学講座教授）により、HGF 遺伝子に血管新生作用があることが明らかにされました。この発見に基づき、当社グループ（当社及び連結子会社 3 社をいいます。）は新たに血管を再生する再生医療の薬効を持つ新薬「コラテジェン®」の実用化を目指し開発を進めております。治療対象となる重症虚血肢（重症の末梢性血管疾患）は、糖尿病や高脂血症を患っている患者の合併症の一つであり、アイ・エム・エス・ジャパン株式会社（東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号、代表取締役社長 湊方彦）の調査によると、米国では患者数が 55 万人規模（平成 20 年）であり、さらに国内や欧州等にも対象患者が存在します。当社は、「コラテジェン®」の実用化のため、国内のみならず潜在市場の大きい海外での臨床開発を含めた事業展開を進めることといたしました。

この方針の下、当社は「コラテジェン®」の実用化に向け、平成 22 年 9 月 17 日開催の当社取締役会において、以下を決定いたしました（平成 22 年 9 月 17 日当社開示「日本における虚血性疾患治療剤「コラテジェン®（HGF 遺伝子治療薬）」の重症虚血肢における広範囲な適応取得のための追加臨床試験実施について」参照）。

- ・平成 20 年 3 月 27 日に厚生労働省に対して行った「コラテジェン®」の日本国内での製造販売承認申請については、承認審査機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を重ねてきたが、国内第Ⅲ相臨床試験において本剤の有効性は確認できたものの、重症虚血肢における広範囲な適応の承認を取得するためには更なる臨床データの集積が必要であるとの取締役会としての判断に至ったことから、一旦承認申請を取り下げ、追加試験を実施の上で再度承認申請する。
- ・「コラテジェン®」の海外での上市を目的とし、欧米において国際共同第Ⅲ相臨床試験の準備を進めている中、本試験は、既に FDA（米国食品医薬品局）より第Ⅲ相臨床試験のプロトコールに対する SPA（Special Protocol Assessment（特別プロトコール査定））のことをいう。SPA は、FDA との間で第Ⅲ相臨床試験開始前に、試験デザイン、解析方法などの詳細な取り決めに関して事前合意し、第Ⅲ相臨床試験終了後にそのまま承認要件として認められる制度。より確実に承認を取得し製品の市場投入の可能性を高めるため、欧米のバイオベンチャーによって幅広く活用されている。）を取得しており、加えて米国における Fast Track（重篤で致命的な疾患に対し高い有効性が期待できる新薬に対し、審査の迅速化を図る制度）指定も取得したことから、今後、当該国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施し、海外における「コラテジェン®」の承認取得を目指す。

平成 22 年 9 月以前においては、潜在市場の大きい海外での開発を並行して進めつつ、まずは国内での製造販売承認を得ることを計画しておりましたが、上記のとおり、国内の承認を取得するためには追加試験の実施が必要となったことから、すでに準備を進めていた国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び海外での上市を先行することを目指していくこととしました。（なお、国内の開発においては、平成 20 年 3 月に行った製造

販売承認申請以降に必要な審査の期間を経て承認を得ることを計画しておりましたが、上記のとおり平成 22 年 9 月に承認申請を取り下げ、追加試験を実施することといたしました。その後、日本からも国際共同第Ⅲ相臨床試験に参加することも検討しておりましたが、平成 25 年 11 月に改正薬事法が成立し、これに遺伝子治療薬を含む再生医療等製品を早期に承認することを可能とする期限付条件付承認制度が盛り込まれることになったことから、現在は国内については平成 26 年秋に施行が予定されている改正薬事法の新制度を活用し海外よりも早く上市させることを目指しております。)

(c) 中期経営計画の策定

これらを踏まえ、当社では、平成 23 年 9 月 26 日開催の取締役会にて、以下の内容の中期経営計画を決定いたしました。

- ・「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした開発については、FDA から国際共同第Ⅲ相臨床試験のプロトコールに対する SPA を取得しており、さらに Fast Track 指定も取得済みであるが、治験費用が多額になると見込まれるため、提携先を確保し、資金の手当てが出来次第、直ちに開発を開始するべく準備を進める。

(d) 提携先の決定

当社では、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実行するため、共同開発の提携先を模索し、交渉を継続してまいりましたが、平成 24 年 10 月 24 日付にて、田辺三菱製薬株式会社との間で米国における「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした独占的販売権許諾契約を締結いたしました。本契約により、当社は、契約先からの契約一時金及び開発の進捗に応じた中間金（マイルストーン）を受領することになります（平成 24 年 10 月 24 日当社開示「田辺三菱製薬とアンジェス MG が本契約を締結」参照）。

(e) 国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施開始の決定

当社は、上記提携先の決定後、国際共同第Ⅲ相臨床試験の開始に向け準備を進めてきました。具体的には、当社は、平成 25 年 3 月に当社普通株式の第三者割当増資（以下「平成 25 年 3 月当社普通株式第三者割当増資」といいます。）及び同年 5 月に発行した行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）を実施し、差引手取金額で合計約 23 億円の資金調達を行うことにより、国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施のための当面の資金手当てを進めるとともに、国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施に必要な医薬品開発受託機関（Contract Research Organization）（以下「CRO」といいます。）の選定など臨床試験計画を策定し、平成 26 年 3 月 17 日開催の取締役会において、国際共同第Ⅲ相臨床試験の開始を決議いたしました。

② 資金調達の目的

本新株予約権無償割当てによる資金調達の目的は、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）を調達することにあります。

当社は、これまでに、国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために今後必要と見込まれる費用を調達するために、まず、平成 25 年 3 月当社普通株式第三者割当増資により差引手取額約 370 百万円の資金調達を行い、また、平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により発行した新株予約権の発行価額の払込み及びその一部行使により差引手取額約 1,989 百万円の資金調達を実施しております（合計約 23 億円の資金を調達）。もっとも、平成 25 年 5 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による想定資金調達額は 5,083 百万円でありましたが、資金調達額は上記の 1,989 百万円にとどまっていたとこ

ろ、当社は、当該新株予約権の新株予約権者からの取得の請求に基づき、平成 25 年 10 月 15 日に残存する当該新株予約権の全部を取得のうえ、直ちに消却しました。そこで、当社は、これに代わるものとして、平成 25 年 10 月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）による新株予約権の発行を実施しました。しかしながら、平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当が行われた後の当社普通株式の株価は、当該新株予約権の当初行使価額であり、下限行使価額でもある 827 円（平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会決議に基づき平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき普通株式 100 株の割合で行われた株式分割（以下「平成 26 年 1 月株式分割」といいます。）調整後の価額）を下回って推移しているため、平成 26 年 7 月 22 日現在までにおいて、当該新株予約権の行使は一切行われておりません。

そのため、当社は、今後の国際共同第Ⅲ相臨床試験を円滑に実施できるようにするために、国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために今後必要と見込まれる費用及び当該期間の当社の運転資金の一部を調達することを目的とし、平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に代わる資金調達として、平成 26 年 7 月 22 日開催の取締役会で本新株予約権無償割当てを決議いたしました。なお、当該取締役会后、同日に開催する取締役会において、平成 25 年 10 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の全部について、当該新株予約権の取得条項にしたがって、平成 26 年 8 月 6 日に当該新株予約権の新株予約権者から取得のうえ、直ちに消却することを決議いたします。また、当該新株予約権の全部につき、平成 26 年 7 月 23 日から平成 26 年 8 月 6 日までの期間において、その行使の停止指定を行っております。

なお、当社は、平成 26 年 3 月に当社普通株式の第三者割当増資（以下「平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資」といいます。）を行い、差引手取額約 490 百万円の資金調達を行っております。平成 26 年 3 月当社普通株式第三者割当増資は当社がこれまでムコ多糖症 VI 型治療薬「ナグラザイム®」の開発及び販売を通じて蓄積してきた、難病及び希少疾患を対象としたオーファンドラッグ（希少疾患用医薬品）を自社で開発・販売する基盤を活用し、海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部を調達することを目的とするものであり、本新株予約権無償割当ての資金調達の目的とは異なります。

（2）他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、本新株予約権無償割当てによる本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の利益保護に十分配慮しながら、当社の資金調達の実施を実現できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。また、当社の現在の財務状況を前提とすると、融資を引き受けてもらえる金融機関が存在するとは考えにくいこと、及び今後の当社の事業展開を前提とすると、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから、金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと考えております。

B. 公募増資

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時的に可能となりますが、同時に、大規模な公募増資が行われると、相当程度の既存株主の持分の希薄化、すなわち、持分割合の希薄化及び1株当たり利益の希薄化も引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいため、本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額（詳細については下記「4. 本新株予約権無償割当てにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期」参照）及び時価総額（本新株予約権発行決議日の前営業日：15,586百万円）を前提とすると、今回の資金調達から除外することといたしました。

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、大多数の既存株主にはかかる第三者割当てに参加する機会を付与されない結果となってしまうのみならず、本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額（詳細については下記「4. 本新株予約権無償割当てにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期」参照）及び時価総額を前提とすると、(i) 第三者割当先は相当規模の株式等を保有することになり、相当割合の株式を保有する株主が新たに出現する可能性があり、当該株主の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営方針が大きく変更されたり、また、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、及び(ii) 既存株主の持分の希薄化の影響が大きくなること、が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

なお、当社は、上記「3. 本新株予約権無償割当ての目的及び理由 (1) 資金調達の目的等 ②資金調達の目的」で記載のとおり、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施に関する費用を調達するために、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当及び平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による株式及び新株予約権の発行による資金調達を行ってきました。当社は、各第三者割当ての時点において、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験を早期に開始するための資金を得るという資金調達の必要性及び資金調達実現までの迅速性並びに想定される希薄化の規模及び一時における希薄化の進み方等を考慮し、最適な資金調達方法であると判断して各第三者割当てを実施してきました。しかしながら、各新株予約権の第三者割当てにおいては、株価の推移により、新株予約権の行使が想定どおりに進まず、当初想定した額の資金調達ができておりません。また、第三者割当ての手法では調達できる金額は割当先に依存し、必ずしも当社が必要とする資金全てを調達できるとは限らず、当社は、実際に短期間に複数回の資金調達を実施しなければならない状況にありました。さらに、仮に、資金提供者が現れ、本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額を株式、新株予約権等の第三者割当てにより調達できるとしても、上述のとおり、かかる第三者割当ての方法によると、大多数の既存株主に参加の機会が付与されないためその持分に大きな希薄化を生じさせる可能性があるのみならず、相当割合の株式を保有する株主が新たに出現することにより、当社の経営に大きな影響を与えうるだけの支配権を持ち、場合によっては当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性があります。そこで、当社は、当社の今後の成長基盤を確立するために「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験を着実に実施して行く観点から、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施のために今後必要と見込まれる資金をできる限りまとめて調達することを実現すると同時に、既存株主の利益を保護する観点からできる限りその持分の希薄化が発生しない、又はその影響を軽減できる方法として、本新株予約権無償割当てが最適な資金調達方法と判断いたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当、募集株式の株主割当

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主がその持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主

の持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当は、株主に付与される株式の割当を受ける権利が法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じない株主にとっては、その持分の希薄化の影響を回避する選択性が更に限定的であり、非上場型の新株予約権の株主無償割当と同様に、望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

E. コミットメント型ライツ・オフアリング

コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、特定の証券会社との間で、当該証券会社が一定の期間内に行使されなかった未行使の新株予約権について、その全てを取得した上でそれらを行行使することを定めた契約を締結するスキームであるため、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。また、コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、上記の証券会社等による未行使の新株予約権の取得が金融商品取引法における有価証券の引受けに該当することから、証券会社数社に対しコミットメント型ライツ・オフアリングの引受けの可能性について打診を重ねたところ、証券会社からは、現状において、国内におけるコミットメント型ライツ・オフアリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていること等を理由に、当社の希望を満たす資金調達額、スケジュール及びその他条件での引受けを検討することは困難であるとの回答を得たため、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

② 本資金調達方法（ノンコミットメント型ライツ・オフアリング）

当社は、以下に述べるノンコミットメント型ライツ・オフアリングの特長（メリット及びデメリット）に鑑みると、本資金調達方法こそが、現時点において当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A. 株主への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。本新株予約権無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主に広く理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 既存株主の持分の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行行使することによって、持分の希薄化、すなわち、持分割合の希薄化及び1株当たり利益の希薄化による影響を極小化することが可能です。また、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権を保有する既存株主は、本新株予約権を市場で売却することも可能です。そのため、追加出資を希望しない株主であっても、本新株予約権を市場で売却することにより、持分の希薄化により生じる不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られることが期待されます。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、それを行行使することで株式を取得する新たな株主の

増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主が当社株式を市場で取引できる機会が増加する可能性があるものと考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受けた株主、又は本新株予約権を市場を通じて取得した投資家の本新株予約権行使の状況によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本件有価証券届出書及び本件Q&A等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分に株主や投資家の皆様にご理解いただくことで対処して参る所存です。

上記のとおり、その他の資金調達方法の検討の上、本資金調達方法のメリット及びデメリットを勘案し、当社といたしましては、既存株主に対するノンコミットメント型ライツ・オフエーリングという本資金調達方法が、既存株主の利益保護に十分配慮しながら、当社の資金調達を実現できる、現時点の当社における最良の資金調達方法であると考えております。

4. 本新株予約権無償割当てにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%（すなわち、本新株予約権の総数32,403,900個が全て行使された）と仮定した場合における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、以下のとおりであります。なお、本新株予約権を割り当てられた既存株主又は市場等を通じて本新株予約権を取得した投資家により、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、下記金額は減少します。

①	払込金額の総額	9,332,323,200円
②	発行諸費用の概算額	198,000,000円
③	差引手取概算額	9,134,323,200円

- (注) 1. 上記の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額であり、平成26年7月22日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、フィナンシャル・アドバイザーである藍澤証券株式会社への業務委託報酬50,000,000円、及びその他諸費用（証券事務代行費用約28,000,000円、各口座管理機関への事務手数料等約50,000,000円、登記費用約35,000,000円、その他の費用（証券取引所新株式上場料、弁護士費用、保管振替機構費用等）約35,000,000円）からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

下記表は、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当

社の運転資金の一部(研究開発関連費用及び本社機能運営費用等)についての支出予定金額及び支出予定時期、並びに本新株予約権無償割当てにより調達される差引手取概算額(9,134百万円)の充当額及び充当期を示しております。

(単位：百万円)

	平成26年 9月以降	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 5月まで	合 計
1. 「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用(注) 1							
1-①臨床試験費用(注) 2	874	2,720	1,849	1,609	405	91	7,548
1-②海外子会社運営費用	135	330	337	344	351	60	1,557
小 計	1,009	3,050	2,186	1,953	756	151	9,105
2. その他運転資金(注) 3							
2-①研究開発関連費用	—	194	312	249	187	—	942
2-②本社機能運営費用	—	428	550	492	373	—	1,843
小 計	—	622	862	741	560	—	2,785
3. 合計(1+2)	1,009	3,672	3,048	2,694	1,316	151	11,890
4. 過去に調達済みの資金(注) 4	△1,009	△726	—	—	—	—	△1,735
5. 今後の必要資金合計	—	2,946	3,048	2,694	1,316	151	10,155
6. 今回の調達資金充当額	—	2,946	3,048	2,694	446	—	9,134

(注) 1. 平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当時に予定していた資金の使途(6,374百万円)との主な相違(2,731百万円)は、1-①臨床試験費用に含まれる費用について実際のプロトコールに基づく詳細な見積もりを取り直した結果、以前の想定よりも臨床試験費用に係る作業が増えたことにより費用が増加したこと及び臨床試験費用の増加リスクを加味したこと(1,159百万円)、並びに、治験依頼者である当社の米国子会社であるアンジェス インクの運営費用を新たに1-②海外子会社運営費用(1,557百万円)として追加したこと等によるものです。

2. 臨床試験費用は、以下の費用からなります。

- ・ 治験薬製造委託費用(臨床試験に用いられる治験薬の製造を委託するための費用)
- ・ コンサルティング費用(臨床試験の進め方、薬事関連規制及び集積したデータの統計解析に関するコンサルティングのための費用)
- ・ 臨床専門家により構成される運営委員会(治験の実施にあたり、倫理面や安全性について評価を行うための委員会)の委員への報酬
- ・ 症例登録に必要なデータベースの一部の作成、管理を外部に委託するための業務委託費用(治験に参加する被験者の特定データの登録用データベース作成及び管理のための費用)
- ・ 判定委員会及び被験者のデータモニタリング委員会(治験に参加を希望する被験者が条件に合致しているかどうかの判定や治験薬投与後の改善状況を判定する専門家による委員会)の委員への報酬
- ・ CROである米国クインタイルズ社(ノースカロライナ州、CEO トム・パイク)への業務委託費用(同社に対しては、各施設において治験がプロトコールどおり行われているかどうか

を確認するモニタリング業務、被験者のデータをデータベースに登録するデータマネジメント業務、症例登録されたデータの解析を行う統計解析業務、治験の結果を取り纏め医薬品の承認申請に使用する治験報告書を作成する業務、治験を行う施設・医師への費用の支払いや本治験に関わる外注先の管理等を委託しており、これらの業務に対する費用)

3. 「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間における、研究開発関連費用（人件費609百万円、支払手数料119百万円、旅費交通費101百万円、地代家賃98百万円、その他15百万円）及び本社機能運営費用等（人件費767百万円、支払手数料536百万円、租税公課240百万円、地代家賃112百万円、派遣社員費102百万円、その他86百万円）であり、当該期間において見込まれる当社の収益で賄うことができない部分であります。
4. 「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する今後の費用（臨床試験実施の期間における当社の運営費用を含みます。）については、上記の表に記載のとおり、11,890百万円を見込んでおりますが、このうち1,735百万円につきましては、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により調達された資金が充当されます。したがって、本新株予約権無償割当てにより調達された資金は、その残額10,155百万円のうち9,134百万円として充当されることとなります。

上記のとおり、本新株予約権無償割当てにより調達される差引手取概算額（9,134百万円）は、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による調達資金とあわせて、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施に今後必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）に充当しますが、上記表に記載のとおり、当社は、今後これらの費用として、10,155百万円（過去に調達済みの資金1,735百万円を控除後の金額）が必要になると見込んでおります。そのため、かかる金額と上記差引手取概算額（9,134百万円）との差額である1,021百万円が不足額として見込まれます。さらに、上記差引手取概算額は、行使比率が100%（すなわち、本新株予約権の総数32,403,900個が全て行使された）と仮定した場合における金額です。そのため、行使比率が100%に満たない場合は、実際の差引手取概算額はこれよりも少ない額となり、その結果、不足額は1,021百万円より大きな金額となります。当社としては、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験をできる限り前進させる観点からは、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用を支払うとともに、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用も賄う必要があるため、本新株予約権無償割当てにより調達される資金について、上記表中の各期間に生じる各費用につき、支弁時期の早いものから順に充当していく予定です。そして、本新株予約権無償割当てにより調達した金額によって賄うことができない各費用については、国際共同第Ⅲ相臨床試験の進捗への支障を最小限に留めるべく、自社製品における新規提携先確保による契約一時金の調達、既存提携先との契約内容見直しによる中間金（マイルストーン）の前倒しでの確保及び株式市場やマーケット状況を勘案しその他エクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより随時その調達を検討してまいります。

なお、本新株予約権無償割当てにより調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券（元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。）等にて管理することといたします。

(3) 収益の獲得による投資回収等の見通し及び開発に係るリスクについて

「コラテジェン®」の開発に成功した場合に当社が得ることになる収益には、上市までの期間に提携先から支払われる中間金（マイルストーン）と、上市後の売上高に応じた一定の対価の受領があります。当社は、米国における末梢性血管疾患を対象とした「コラテジェン®」の独占的販売権許諾契約を田辺三菱製薬株式会社と締結しており、同社からマイルストーンを受領いたします。「コラテジェン®」の開発に成功した場合、マイルストーンと上市後の利益により、当該国際共同第Ⅲ相臨床試験開始前からの未回収の投資総額約120億円を平成32年頃までに回収できる見通しとなっております。また、欧州における販売権を供与する提携先については現時点では未定であります。提携先が決定した場合には、米国の場合と同様に、マイルストーン及び欧州における売上高に応じた一定の対価を受領することが見込まれます。なお、「コラテジェン®」につきましては、平成31年第1四半期頃の米国での上市を目指しております。

しかしながら、「コラテジェン®」の開発においては、一般的な医薬品の開発の場合と同様に、上記の収益の獲得の実現を遅延又は困難とさせる開発に係るリスクを伴います。かかるリスクとしては、開発期間が変動するリスク（開発が計画どおりに進行するとは限らず、臨床試験における適切な数の被験者が適時に集められない等の要因により遅延する可能性があります。）、有用性の確認に関するリスク（臨床試験の結果において期待した有用性のデータが得られない可能性があります。）、薬事法等による規制に関するリスク（治療環境の変化による薬事法等における承認要件の変更などにより製造販売承認を計画どおり取得できない可能性があります。）、競合製品に関するリスク（競合する製品が上市され想定以上のシェアを獲得した場合、期待どおりの収益をあげられない可能性があります。）等があります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権無償割当てにより調達する資金の使途といたしましては、上記「4. 本新株予約権無償割当てにより調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）資金調達の使途及び支出予定時期」に記載した内容に対する支出を予定しております。当社としましては、かかる資金を使用して、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を着実に実施し今後の当社の成長基盤を確立することによって、当社の収益力の強化及び安定化を図ることができると考えております。したがって、当社は、かかる資金使途は合理的であり、株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、当社の事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存株主による本新株予約権の行使の可能性の観点から検討いたしました。その結果、本新株予約権の割当数は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の1個当たりの交付株式数については、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付されることとし、また、行使価額は、1株当たり288円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（481円）の59.9%）に決定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例における最終行使比率及び株価の推移等を参考にしております。当該発行事例及び本新株予約権1個の行使により交付される株式数が当社普通株式1株である点を鑑みれば、行使価額は少なく

とも発行決議日の前営業日の株価終値の60%未満の水準に設定することが、既存株主による本新株予約権の行使促進の観点から望ましいと考えております。

また、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年7月18日を基準とした場合、東京証券取引所における当社普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は571円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は487円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は496円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額288円は、それぞれ、当該平均値の50.5%、59.2%及び58.1%の水準となります。

行使価額等は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、当社の事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存株主による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を基に、「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を着実に実施し今後の当社の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の利益を既存株主にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

7. 既存株主等の動向

当社は、上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向につきましては、平成26年7月22日現在において確認しておりません。なお、当社は、今後、上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向が確認できた場合には、別途公表させていただきます。

8. 行使状況の公表方法

本新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数につきましては、権利行使満了日までに2回程度（平成26年9月17日から平成26年9月19日の間に1回、平成26年9月24日から平成26年9月26日の間に1回を想定）、当社プレスリリースにて公表してまいります。

9. 今後の見通し

平成26年7月22日現在において、平成26年5月9日に公表いたしました平成26年12月期の通期連結業績予想につきましては、変更はございません。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が確定した場合、又は生じた場合は速やかに開示いたします。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 潜在株式による希薄化情報等

平成26年7月22日現在における当社の発行済株式数は32,403,900株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は32,403,900株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は100%となります。本新株予約権は各株主が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成26年7月31日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主につきましては、平成26年8月21日（木）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主につきましては、当該株主が保有する当社普通株式に係る持分の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することに

より、持分の希薄化により生じる不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、既存株主はその保有する当社普通株式に係る持分の希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該持分の希薄化により生じる不利益を金銭的に填補する機会を一切失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、以上のとおり、本資金調達方法によると、既存株主の持分の希薄化は発生しないか、または本新株予約権を市場等で売却することにより持分の希薄化により生じる不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られることが期待されます。一方で、本資金調達方法を除く、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資（1,092,800株の普通株式を発行）、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当（新株予約権の行使により1,460,000株の普通株式を発行）、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当（すべての新株予約権につき未行使）及び平成26年3月当社普通株式第三者割当増資（1,136,300株の普通株式を発行）により発行された当社普通株式数（合計3,689,100株）の平成25年3月当社普通株式第三者割当増資の直前の当社の発行済株式数である28,713,800株に対する比率は、12.85%となっております。当社としては、平成25年3月当社普通株式第三者割当増資及び平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により調達された資金は、本新株予約権無償割当てと同様に、「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施し、当社の今後の成長基盤を確立することを目指すものであり、また、平成26年3月当社普通株式第三者割当増資は、短期間で上市が可能と見込まれるオーファンドラッグを国内へ導入し、当社の収益基盤の安定化に寄与する（当該製品は平成30年の上市予定ですが、平成30年度は市場への浸透度が低いため赤字の見込みです。平成31年度から利益に貢献し、それ以降の収益基盤の安定化に寄与する見込みです。）ことを目指すものであり、いずれも、当社の企業価値の向上に繋がるものとして、希薄化の規模は合理的であると考えております。なお、当社は、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割（以下「平成25年7月株式分割」といいます。）及び平成26年1月株式分割を行っているため、上記の各株式数は、平成26年3月当社普通株式第三者割当増資に係る株式数を除き、これらの株式分割を反映した数値となっております。また、当社は、平成25年5月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権については、平成25年10月15日に残存するすべての新株予約権につき取得の上消却をしており、また、当社は、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の全部について、本新株予約権無償割当てを決議した取締役会後同日に開催する取締役会において、当該新株予約権の取得条項にしたがって、平成26年8月6日に当該新株予約権の新株予約権者から取得のうえ、直ちに消却することを決議いたします。

(2) 発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成26年7月22日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	32,403,900株	100.00%
現時点における潜在株式数（注）1	5,244,000株	16.18%
現時点における自己株式数	0株	0.00%
本新株予約権に係る潜在株式数（注）2	32,403,900株	100.00%

(注) 1. 平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の目的となる株式数（5,000,000株）と従業員向けストックオプションの目的となる株式数（244,000株）の合計で

す。但し、本新株予約権無償割当てを決議した取締役会後同日に開催する取締役会において、平成25年10月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の全部について、当該新株予約権の取得条項にしたがって、平成26年8月6日に当該新株予約権の新株予約権者から取得のうえ、直ちに消却することを決議いたします。

(注) 2. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される当社普通株式の数は減少します。

(3) 各株主のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた売却の何れかの方法があります。

具体的な手続きの詳細につきましては、本件Q&Aをご参照下さい。

また、当社普通株式の単元株式数は100株であります。そのため、まず、東京証券取引所の業務規程により、本新株予約権の売買単位は100個となります。したがって、100個に満たない数の本新株予約権は、同市場において売買することはできません。また、100個未満の本新株予約権について行使を行った場合は、その行使により交付される当社普通株式の数も100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。なお、単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ、市場を通じて売却することもできませんので、ご留意いただく必要がございます。

(4) 外国居住の株主による本新株予約権の行使について

外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能である一方で、本新株予約権の行使は、以下(※)に記載された例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。外国居住の株主様に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、(i) 一般的によく知られている米国証券法以外にも、可能性としては、米国証券法と同等かそれ以上に厳格な規制を採る海外の法制が存在していることはあり得ることであり、仮にそのような海外規制が存在する場合、当該規制の適用を回避する必要があることは、米国証券法の場合と何ら変わりなく、しかも、そもそもそうした海外規制が存在しているかどうかということは詳細な法的調査をしなければ確たることは分からないため、そうした海外規制の適用を確実に避けるためには、本件で適用があり得る海外の国又は法域の証券法制を全て特定した上で、かかる証券法則を網羅的に確認し、問題となるのが米国の証券規制だけであるという裏付けを取ることが必要になりますが、このような確認をすることは時間及び費用が極めてかかり現実的には非常に困難であり、また、仮に厳格な証券法制を有する国又は法域に居住する株主に行使を認めた場合には、履践する必要がある登録等の手続きに係るコスト及び時間が極めて大きな負担となり得るため、円滑な資金調達に支障を来す結果となること、他方、(ii) 本件においては、仮に外国居住の株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、当社は、丸の内国際法律事務所(東京都千代田区 弁護士石津卓)より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限についてのアドバイスを受けた上で、上記検討を行い、判断しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日(各口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。)から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様(実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者)が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、当該事項を証する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項を確認できた場合は、当該株主様につきましては、本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に

口座管理機関を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

本件について例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社経営企画部の問い合わせ先（電話番号：03-5730-2641）または、フィナンシャル・アドバイザーである藍澤証券株式会社営業サポート部の問い合わせ先（電話番号：0120-981-580）までお電話でご相談ください。なお、当社の意向にかかわらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使又は売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に各自の弁護士等にご相談ください。

(5) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、本件Q&Aをご参照下さい。

また、本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、別途当社プレスリリースにて公表させて頂く予定でございます。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
連結売上高 (百万円)	243	444	491
連結営業損失 (△) (百万円)	△2,100	△1,785	△1,363
連結経常損失 (△) (百万円)	△1,791	△1,716	△1,383
連結当期純損失 (△) (百万円)	△1,815	△1,708	△1,409
1株当たり連結当期純損失 (△) (円)	△74.61	△67.67	△46.91
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり連結純資産 (円)	125.84	60.32	107.86

(注) 上記の1株当たり連結当期純損失及び1株当たり連結純資産は、平成25年7月株式分割及び平成26年1月株式分割調整後の価額を遡及して算定しております。

(2) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況

	平成23年 12月期	平成24年 12月期	平成25年 12月期
始値 (円)	573	223	271
高値 (円)	609	507	1,875
安値 (円)	185	123	215
終値 (円)	222	268	617

(注) 上記に表示された株価すべて、平成25年7月株式分割及び平成26年1月株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

② 最近6ヶ月間の状況

	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月
始値 (円)	617	591	481	476	398	431
高値 (円)	750	593	574	485	440	663
安値 (円)	595	457	411	398	330	431
終値 (円)	611	479	481	398	428	578

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年7月18日
始値(円)	490
高値(円)	491
安値(円)	475
終値(円)	481

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第18回乃至第23回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行

割当日	平成23年11月2日
発行新株予約権数	120個
発行価額	新株予約権1個につき20,420円(総額2,450,400円)
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	1,202,450,400円(差引手取金概算額:1,187,450,400円) (内訳) 新株予約権発行分:2,450,400円 新株予約権行使分:1,200,000,000円
割当先	野村証券株式会社
募集時における発行 済株式数	122,333株
当該募集による潜在 株式数	当初行使価額(83,980円)における潜在株式数:14,286株 行使価額上限値(129,200円)における潜在株式数:9,282株 行使価額下限値(45,220円)における潜在株式数:30,500株
現時点における行使 状況	15,383株
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	1,187百万円(差引手取概算額)
発行時における当初 の資金使途	医薬品の研究開発資金に全額を充当する予定であります。具体的な 使途としては、リンパ浮腫を対象疾患とする「コラテジェン®」の研究 開発資金として充当する予定です。
現時点における資金 の充当状況	約1,187百万円(差引手取概算額)を調達しております。これまでに 「リンパ浮腫」を対象疾患とする「コラテジェン®」の開発費として、 平成25年9月までは主に非臨床試験に、平成25年10月以降は臨床試 験と非臨床試験に合計で304百万円を充当しております。残額につい ては、今後、主に臨床試験に充当する予定です。

・第三者割当増資

払込期日	平成24年6月15日
調達資金の額	198,485,304円(差引手取概算額)
発行価額	34,168円
募集時における発行 済株式数	122,333株
当該募集による発行 株式数	5,853株
募集後における発行 済株式数	128,186株

割当先	塩野義製薬株式会社
発行時における当初の資金使途	NF-κBデコイオリゴの医薬品開発を進めるための研究開発投資として充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成24年12月期に70,025,000円、平成25年12月期に128,460,304円を充当する予定です。
現時点における資金の充当状況	平成24年6月～12月までに53,360千円、平成25年1月～12月までに145,125千円の計198,485千円をNF-κBデコイオリゴの医薬品開発に充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成25年3月11日
調達資金の額	370,910,160円（差引手取概算額）
発行価額	73,190円
募集時における発行済株式数	143,569株
当該募集による発行株式数	5,464株
募集後における発行済株式数	149,033株
割当先	A-1合同会社、株式会社夢真ホールディングス、株式会社夢テクノロジー
発行時における当初の資金使途	「コラテジェン®」の国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための初期費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成25年12月期に全額使用する予定です。
現時点における資金の充当状況	これまでに、371百万円を「コラテジェン®」の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための治験薬製造関連費用やCROによる事前の施設選定作業のための費用等に充当しております。

・第三者割当による第24回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成25年5月20日
発行新株予約権数	20,000個
発行価額	新株予約権1個につき1,345円（総額26,900,000円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	5,098,900,000円（差引手取概算額：5,083,900,000円） （内訳） 新株予約権発行分：26,900,000円 新株予約権行使分：5,072,000,000円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	149,038株
当該募集による潜在株式数	20,000株（平成25年7月株式分割に伴う調整により40,000株に増加）
現時点における行使状況	7,300株 平成25年10月15日時点において残存する新株予約権の全部を同日付で取得のうえ消却しました。
現時点における調達	

した資金の額 (差引手取概算額)	1,989百万円 (差引手取概算額)
発行時における当初 の資金使途	「コラテジェン®」の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了 (平成25年 乃至 平成30年) までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
現時点における資金 の充当状況	約1,989百万円 (差引手取概算額) を調達しております。これまでに、254百万円を「コラテジェン®」の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するためのCROによる事前の施設選定作業や契約時の一時金等の費用等に充当しております。

・ 第三者割当による第25回新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権) 発行

割当日	平成25年10月18日
発行新株予約権数	50,000個
発行価額	新株予約権 1 個につき450円 (総額22,500,000円)
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	4,157,500,000円 (差引手取概算額 : 4,128,800,000円) (内訳) 新株予約権発行分 : 22,500,000円 新株予約権行使分 : 4,135,000,000円
割当先	UBS AG London Branch
募集時における発行 済株式数	312,676株
当該募集時による潜 在株式数	50,000株 (平成26年1月株式分割に伴う調整により5,000,000株に増加)
現時点における行使 状況	すべて未行使です。また、平成26年8月6日時点において残存する新株予約権の全部を取得のうえ消却する予定です。
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	すべて未行使のため、該当事項はありません。
発行時における当初 の資金使途	「コラテジェン®」の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了 (平成25年乃至 平成30年) までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
現時点における資金 の充当状況	すべて未行使のため、該当事項はありません。

・ 第三者割当増資

払込期日	平成26年4月14日
調達資金の額	490,972,000円 (差引手取概算額)
発行価額	440円
募集時における発行 済株式数	31,267,600株
当該募集による発行 株式数	1,136,300株
募集後における発行 済株式数	32,403,900株
割当先	フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合
発行時における当初 の資金使途	海外で既に開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当する予定です。

発行時における支出 予定時期	平成26年5月～平成29年9月
現時点における資金 の充当状況	これまでに、主に前臨床試験の費用として4百万円をオーファンドラッグ導入のための初期費用に充当しております。

以上

※ご注意

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第26回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権についての投資判断につきましては、本新株予約権の募集に係る平成26年7月22日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）及び同日に公表しております「ライツ・オフ・アリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」

（URL:<http://www.ro-angesmg.com>）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。この文書には、当社又は当社グループの業績、財政状態又は結果等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれておりますが、これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいております。しかしながら、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の募集及び発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

【ご参考】

第 26 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

アンジェス MG株式会社第 26 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当ての方法

新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により、平成 26 年 7 月 31 日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成 26 年 8 月 1 日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は当社普通株式 1 株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、288 円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 9 月 5 日から平成 26 年 9 月 30 日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ、当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権の募集に係る届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以 上